

基礎から学べる 金融ガイド

身につけよう金融知識

預貯金

株式／債券／投資信託

生命保険／損害保険

クレジット／ローン



預金・株・証券・保険



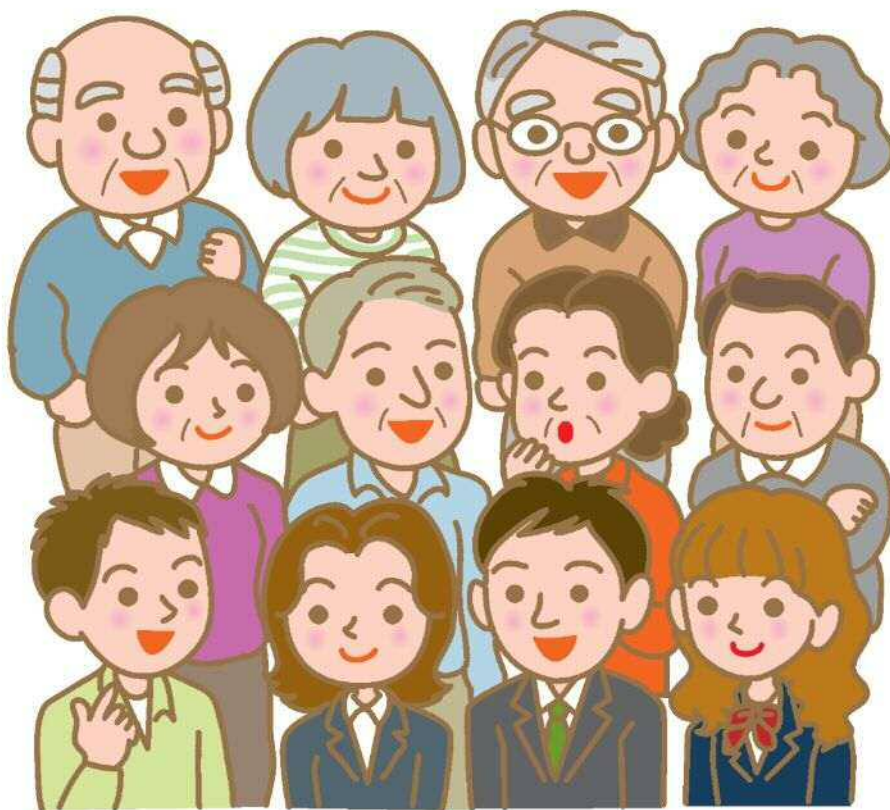
インターネット・ローン・融資



トラブル対策



相談室



金融や経済に関する 知識を身につけて、 安心できる生活を送ろう！

現在の社会では、単純に「お金を稼いで、生活のために使う」以外にも
さまざまな経済活動があります。預けたり、殖やしたり、備えたり、借りたり。
こうした金融や経済の知識を身につければ、
あなたの暮らしはもっと楽しく、安心できるものになるでしょう。
この冊子では、そんな金融や経済に関する基本的な知識を集めて、
わかりやすく解説しています。ぜひ、最後まで読んで
正しい知識を身につけ、暮らしに役立ててください。





CONTENTS 目次

預ける

預貯金

P.3~8

殖やす

株式／債券／投資信託

P.9~14

備える

生命保険／損害保険

P.15~18

借りる

クレジット／ローン

P.19~27

● 金融機関とのトラブルを抱えている方
のための金融ADR制度——P.28

● もし金融機関が倒産しても…
あなたの資産は守られる——P.29

● インターネット取引は慎重に—P.30

預貯金

預ける

ためる

引き出す

振り込む

「預貯金」とは、銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行などにお金を預けることをさします。口座を開設して、お金を預けるだけでなく振込みや引き落としなど、上手に活用してみましょう。



● 便利な金融機関の機能

預ける

- 預けることで自分のお金を**安全に管理**。預けておくと**利息もつきます**。

利息がつく



ためる

- 必要なときに備えてお金をためたいときにも活躍。毎月決まった額を預けたり、定期預金など長期間預けて、**お金を殖やす**こともできます。

引き出す

- 金融機関はもちろん、コンビニなどのATMでも**引出し**や**振込み**ができます。



コンビニ

スーパー

振り込む

- **公共料金**や携帯電話の料金などを**自動引落し**にできるので、払い忘れの心配もなくなります。
- 給料の振込みや家賃の振込みなど、**高額の**お金のやりとりも**安全**にできます。

● 口座を作る — 金融機関などを利用するための第一歩 —

1 口座を開設する前に



印鑑と本人であることが確認できる書類(運転免許証など)を用意しましょう。

2 申込書類に必要事項を記入する



金融機関の窓口で「口座を開設したい」と伝え、必要書類に記入し、通帳を受け取ります。

3 キャッシュカードが自宅に届く



希望すれば数日後にキャッシュカードが自宅に郵送されます。ATMなどでさまざまな取引が可能になります。

4 利用する



預けたり、ためたり、引き出したり、振り込んだり。ATMや窓口、インターネットから利用できます。

● 振込みをするときの注意点

10万円を超える現金送金には、**本人確認が必要**となります。これは、マネー・ローンダリング(犯罪などで得た資金の出所を隠すために口座を移し替えたりすること)やテロ資金対策のため国際的な要請に基づいて決められたルールです。

10万円を超える現金を振り込む場合



口座から振り込む場合



※本人確認書類について

個人の場合



運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(氏名、住居、生年月日の記載があるもの)など

法人の場合 登記事項証明書など

● キャッシュカードを安全に利用する

キャッシュカードは、金融機関が口座開設者に発行するカードです。ATMを操作するとき、本人確認のために使用します。幅広く普及した磁気ストライプカードと安全性を高めたICチップ内蔵カード、生体認証ICカードの3種類があります。



安全性	種類	認証の方法	メリット	デメリット
低い ↓ 高い	磁気ストライプカード 	4桁程度の 暗証番号 の入力で本人確認	広く全国のATM等で利用できる	スキミングにより情報を読み取られ、カードを 偽造 される危険性がある
	ICチップ内蔵カード 	ICチップに 内蔵された暗号鍵 により本人確認+暗証番号の入力で本人確認	磁気ストライプカードに比べて偽造・変造されにくく、取引の 安全性が高い	カードの種類によっては 有効期限 が決められている
	生体認証*ICカード 	指紋や静脈など 身体の特徴 を情報として本人確認+暗証番号の入力で本人確認	ICチップ内蔵カードに比べて、さらに 安全性が高い	異なる生体認証方式間での相互利用は今のところできない カード発行の 手続きが煩雑 である

*生体認証とは、指紋や手の静脈など身体の一部の特徴を使って、本人確認を行う方法です。

● 手口が巧妙化している 「振り込め詐欺」に注意しよう!!



あの手この手で、あなたのお金が狙われています!!
どんな手口があるのか、しっかり確認しておきましょう。

気をつけよう!

オレオレ詐欺

もっとも代表的な手口が「オレオレ詐欺」です。

「電話番号が変わった」「この番号は会社の携帯電話の番号だから登録しておいて」などと言って信用させ、あとから「借金の保証人になった」「女性を妊娠させた」などと言って、現金をだまし取る手口です。



注意しよう!

- 犯人は、子供の名前を知っていて、名乗る場合もある。
- 電話番号が変わったという連絡にも注意!
- 必ず、以前の電話番号にかけて確認。

架空請求詐欺

- ① メールで「総合情報サイト利用料金未納」「無料期間が過ぎても退会手続きがされていない」といった通知がくる。
- ② メール文中の問い合わせ先に電話をさせ、「延滞料金は毎日加算される」「払わないと裁判になる」といったことを説明する。
- ③ 料金を振り込ませる。



注意しよう!

- 不審に思ったら、各種の相談窓口相談を!
- メールに記載の電話番号には電話しない。
- 発送元が裁判所の場合は、裁判所に確認。
- 連絡先は、電話帳などで調べて、自分で確認。

融資保証金詐欺

- ① 「誰にでも融資」「簡単審査」「担保不要」といった内容のダイレクトメールが送られてくる。
- ② 融資を申し込んだ被害者に対して「保証金が必要」「信用実績が必要」「組合登録料が必要」などと口実をつける。
- ③ 料金を振り込ませる。



注意しよう!

- 正規の貸金業者は融資を前提に現金の振込みを要求することはない!
 - 「保証金」や「借入金データの抹消手数料」などの名目に注意!
- ※実在する金融業者を装っている場合があるので、電話帳や電話番号案内などで確認。

還付金等詐欺

- ① 税務署、社会保険庁、区役所などの職員を名乗る者から「税金の還付金がある」「医療費の還付金がある」といった電話がある。
- ② 「以前通知を出したが返信がない」「封書が届いているはず」などと言って信用させる。
- ③ ATMのある場所まで行かせ、そこから電話で巧妙に誘導。「これからお振り込みを行いますので【お振り込み】ボタンを押してください」「今から言うお客様番号を入力してください」などと言ってATMを操作させる。
- ④ 「【お振り込み】ボタンを押させる」ことで犯人の口座に振り込ませる。



注意しよう!

- お金を受け取る側がATMを操作することでお金が返ってくることは絶対にない!
- 機械の操作が苦手な高齢者がターゲットに。
- 電話をかけながらATMを操作している高齢者を見かけたら一声かけよう。

だまされないための3カ条

- ① すぐに振り込まない
- ② 家族に連絡をとり、事実を確認
- ③ 怪しいと思ったら警察に連絡



1人で
すぐに振り込まない!



知っておこう豆知識

Q1 困ったときの相談先は?

A1 警察総合相談電話番号

#9110 (全国共通の短縮ダイヤル)

<http://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm>

消費者ホットライン

0570-064-370

<http://www.kokusen.go.jp/>



相談員

▶ その他、裏表紙「ご連絡・お問い合わせ先」をご覧ください。

●振り込め詐欺救済法について



振り込め詐欺救済法は、増大する振り込め詐欺の被害者を経済的に救済することを目的に制定されました。(平成20年6月21日施行)
この法律の制定により、犯罪に利用された口座に一定の残高がある場合、それを元に被害者に被害額の一部または全部の返金を行い、被害の回復を図ることができるようになりました。

対象となる犯罪利用口座

振り込め詐欺やヤミ金融などの犯罪行為において、振込先となった預金口座が対象です。
具体的な口座名やその預金残高は「預金保険機構」から公告(ホームページに掲載)されます。

被害額の支払手続の申請期間について

支払手続の申請期間は約60日間です。
犯罪利用口座の残高に対する口座名義人の権利を失わせる手続を終了し、その後、犯罪利用口座の被害者に対する被害額の支払手続が、約60日間行われます。支払手続の期間内に申請があった方に対して被害額の一部または全部が支払われます。

支払額について

口座の残高、被害額に応じて返金されます。



※Bさんも支払申請した場合、犯罪利用口座の残高(100万円)を被害額に応じて按分するので、それぞれに50万円支払われます。

被害額支払のお申出について

振込先の金融機関へ「申請書」「本人確認書類」「振込みの事実を確認できる資料(振込明細書など)」をお持ちください。

申請窓口は、振り込んだ先の金融機関です。対象となる犯罪利用口座の公告内容をご確認のうえ、振り込んだ先の金融機関へお申出ください。また、被害に遭われた方は、お早めにお名前、ご連絡先などを警察と振り込んだ先の金融機関へご連絡ください。



振り込め詐欺等の被害額支払の流れ <被害額支払のポイント>

1 被害者が警察と金融機関に申出

2 預金保険機構が犯罪に利用された口座の公告をホームページに掲載

3 被害者が振り込んでしまった口座がないか確認

6 金融機関が口座の残高に応じて支払

5 被害者が振込先の金融機関に支払を申請

4 預金保険機構が被害額支払を受け付ける公告をホームページに掲載

● 偽造や盗難などキャッシュカードのトラブル

不正に取得したキャッシュカードや偽造したキャッシュカードを用いて、ATMから預貯金を引き出すという犯罪が増えています！

また、新たな手口も報告されています。

気をつけよう！



偽造・盗難などキャッシュカードの被害に遭わないために

暗証番号について

- 他人に暗証番号を教えない
- 暗証番号をキャッシュカードに記入しない
- 生年月日、電話番号、車のナンバーなど他人に推測されやすい番号を使わない
- ゴルフ場やサウナ等のロッカー番号に暗証番号を使用しない
- ATMの操作中、暗証番号をのぞき見されないよう不審者に注意する
- 他人に知られた可能性がある場合には暗証番号を変更する

キャッシュカード管理について

- キャッシュカードは携帯し、紛失していないかこまめに確認する
- 他人にキャッシュカードを安易に渡さない
- 不必要に多くのキャッシュカードを保有しない
- 長期間利用していないキャッシュカードは安全性に問題がある場合があるので、取扱い金融機関に相談する

口座管理について

- こまめに残高照会や記帳をする
- 不必要に多くの金額を普通預金口座に置かない

「キャッシュカードを預かります」という手口も発生！



注意しよう！

- 警察や銀行協会等の職員が暗証番号をたずねることは絶対にない！
- 「キャッシュカードを預かる」という電話は詐欺！

知っておこう豆知識

Q2 振り込み詐欺以外の金融トラブルは、振り込み詐欺救済法の対象にならないの？

A2 ヤミ金融や未公開株詐欺など「振込みを伴う犯罪」は対象となるので、警察や金融機関などに相談しましょう。

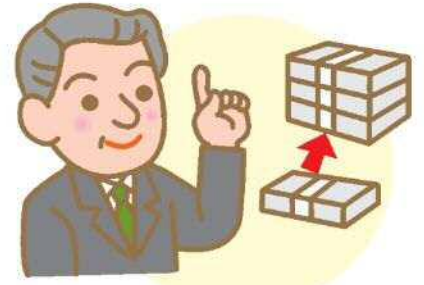


株式 / 債券 / 投資信託

殖やす

投資する

株式、国債、投資信託。名前は聞いたことがあるけれど難しそうと思っている方も多いでしょう。しっかりと知識を身につけていけば難しいものではありません。こういった金融商品を将来設計に役立てましょう。



● 株式とは？ 債券、投資信託とは？

株式



株式会社を設立したり、会社の活動資金を集めるために発行されるもので、証券会社などを通じて購入ができます。株式を持っていると、その会社が上げた利益に応じて配当などを受けることができます。

債券



債券は国や地方自治体、会社が多くの人からお金を借りるために発行するものです。国の場合は国債や公債、会社の場合は社債と呼ばれます。定期的に決められた利息が支払われるのが特徴です。

投資信託



投資の専門家が国内外の株式や債券などに投資し、その成果を購入者に還元していく商品です。一括で購入するものや毎月少しずつ購入していくものなどタイプはさまざま。投資の入門的な商品です。

● 投資にはリスクがあります！

預貯金と投資の大きな違いは、**投資にはリスクがある**ということです。例えば、100万円銀行に預けた場合は、お金は減りませんが、投資の場合は、元本割れといって、投資に使った**元手が減ってしまう場合もある**のです。100万円分株を買ったとしても、株価が下がれば、95万円の価値になってしまうようなケースです。しかし、うまく運用できれば預貯金より多くのお金を得ることができます。値動きがあるということを知った上で、**自分に合った投資をすることが大切です。**



※満期保有の場合、国債のリスクが最も小さく、格付の低い債券ほどリスクもリターンも大きくなります。

● 投資を始めるための準備とは？



<p>1 株式投資を始める前に</p> <p>生活安定 自己責任 余裕資金</p> <p>1. 投資する資金は、生活資金とは別の余裕資金で行う。 2. 投資に慣れないうちは、なくなっても生活に困らない資金で行う。 3. 損をしても得をしても投資責任はすべて自分にあることを念頭におく。</p>	<p>2 口座を開設する</p> <p>株式を取引するには、証券会社などに口座を開く必要があります。最近ではインターネットを通じて取引できる証券会社が多く、インターネット環境さえあれば、誰でも気軽に口座を開設できます。</p>	<p>3 株式投資を行う前に</p> <p>どこの株式を買うのかしっかり調べる</p> <p>証券取引所で扱われ、一般的に取引されている株式は約4000社。多くの銘柄があるので、投資する前にしっかり調べることが大切です。また、少額取引可能な「株式ミニ投資」、月々1万円から千円単位で購入し、積み立てられる「株式累積投資」もあるので、自分に合った投資方法を選びましょう。</p>
---	--	---

チェックポイント 株式などの取引にはいくつかのルールがあります。しっかり頭に入れておきましょう。

- 手数料がかかる** 株式、債券、投資信託の売買には通常、手数料がかかります。
- 株はすぐに現金にならない** 株式の売買には時間がかかります。例えば、株式を売った場合、自分の口座にお金振り込まれるのは、売った日を含めて4営業日目(土日祝を含まない)となります。
- 利益が出たら税金を払う必要がある** 株が値上がりし、売って利益が出たときや配当金を受け取ったときは、税金を支払います。証券会社で代行してくれる制度もあるので、口座を開設するときに確かめておきましょう。



知っておこう豆知識

Q3 株式は証券会社でしか買えないの？

A3 最近では銀行などでも株式の取引を仲介してくれるようになりました。興味がある方は銀行にきいてみましょう。



自分の生活に合った
資金で始めましょう

● 株取引のルール

株の取引は、公正なルールの下に行われています。
さまざまな禁止事項があるので、注意が必要です。



気をつけよう!

株取引の禁止行為

仮装・馴合売買 <small>なれあひ</small>	相場操縦	内部者取引(インサイダー取引)	風説の流布
<p>同一銘柄に対して、同一価格で売り注文と買い注文を同時に出し、売買を膨らませ、活発に取引されていると見せかける行為です。また、仲間内や複数のグループを介し、同様の売買を繰り返すことも禁止されています。</p>	<p>他人を取引に誘い込むことを目的に相場を意図的に変動させる違反行為。多くの買い注文などを出して相場をつり上げ、他の投資家を誘い、相場が上がってきたところで売り注文を出すような行為です。</p>	<p>会社の役職員などが、立场上知り得た重要な情報の公表前に、その会社の株を売買すること。例えば、株価の上昇につながる新製品情報の公表前に株を買ったりする行為です。</p>	<p>株価の変動などを目的として、虚偽の情報等を流す行為です。</p>

● 知っておきたい証券会社の禁止行為

投資家が公正な株取引を行うために、証券会社に禁じている行為があります。
投資するみなさんを保護するためのルールですので、しっかり覚えておきましょう。

● 目論見書(商品内容の説明書)を受け取っていますか?

証券会社や有価証券を発行する者が、投資家に株などを取得させる場合、目論見書をあらかじめまたは同時に投資家に渡さなければなりません。もし、株式などを取得したにもかかわらず、目論見書をもっていないなら、発行会社や証券会社は法令違反となる可能性があります。



● 「この銘柄は絶対に値上がりする」といった勧誘を受けていませんか?

証券会社が「この銘柄は絶対に値上がりする」「絶対に損失が拡大するだけだから売ってしましましょう」などという断定的な判断によって、株の売買を勧誘することは禁止されています。もしこのような勧誘を受けていたら、その営業員の行為は法令違反となる可能性があります。



● あやしい勧誘に注意！ 社債に関するトラブル



証券会社を介さず、発行会社が直接勧誘してくる「あやしい社債」。

別の買取業者が「高値で売れる」と言ってくるなど、
悪質な販売手口です。

気をつけよう！

こんな手口で販売しています！

- 証券会社が介入せず、発行会社が直接勧誘してきます。一度契約するとほぼ転売できません。つまりお金が戻らないということです。
- 元本保証をしていない社債でも「元本保証」をしているような実際とは異なる説明をしてきます。
- 別の買取業者が「値段が上がる、高値で売れる」などと話をもちかけて信用させます。

対策



- 証券会社などの金融機関を通さずに購入することは原則としてやめましょう。
- 本当に説明されていることが正しいのか、しっかり確認することが必要です。
- 複数の業者から値段が上がると言ってくるても信用しないよう心がけましょう。

本当にある会社なのでしょうか？

- 会社自体はありますが、海外事業が多く、パンフレットやHP以外で事業内容を確認できません。また、信用格付も記載されていません。
- 「早期の上場を目指す」などとうたっていますが、具体性はありません。
- 発行会社と連絡がとれなくなるケースもあります。

対策



- 信用格付や事業内容が確認できない会社を投資の対象にしてはいけません。
- パンフレットやHPの記載内容に具体性があるかどうか、冷静に判断しましょう。

「買い取ります」も詐欺の恐れが。

- 買取りを引き延ばされ、結局買い取ってもらえないケースもあります。
- 買取業者による買取り行為は、金融商品取引法違反のおそれがあります。
- お金を払うときは慎重に。支払後に気づいても、会社がなくなっている場合があります。

対策



- 家族や知人に相談することも大切です。
- 原則として買取業者の勧誘に耳を貸さないことが大切です。

知っておこう豆知識

Q4 社債は期日がくれば必ず儲かるって聞いたけど？

A4 社債を発行した会社が順調に経営を行っていれば、決められた利息を受け取り、満期になれば元本も戻りますが、その会社が倒産してしまった場合、すべてを失う可能性もあります。社債を購入する場合は、慎重に判断しましょう。



対策をしっかり
知っておこう！

●「必ず儲かる」などという甘い誘い 未公開株のトラブル



気をつけよう!

「近いうちに上場して値が上がる」といった誘い言葉に注意!

未公開株とは、上場される前の株のこと。「近いうちに上場して値が上がる」といった勧誘を受け購入した方が、「予定時期を過ぎても上場していない」「購入相手の業者と連絡がとれない」などのトラブルに遭うケースが増えています。特に高齢者を狙った手口が多くなっています。

複数の人物が登場する

「劇場型」

一度断っても、別の業者が同じ未公開株の話題を出し、信用させる手口です。

こんな手口にはもっとも注意!

<p>1</p> <p>業者A</p>	<p>2</p> <p>業者B</p>	<p>3</p> <p>業者A</p>	<p>4</p> <p>ガーン</p>
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

さまざまな手口があるので、ご注意を!

1 公的機関の名前を騙り信用させる

「公的機関装い型」

金融庁など公的機関の名前を出して、信用させる手口です。

ガーン

後日... A社倒産!



注意しよう!

● 金融庁など公的機関の職員が、未公開株などの取引に関与することはない!

2 立て替えるだけという甘い罠

「代理購入型」

お金を振り込むので、代わりに未公開株を購入してほしいと依頼してくる手口です。



当社から1,000万円振り込むので、750万円分を購入してもらえないでしょうか？

立て替えただけで250万円の儲け！

ガーン

しかし、1,000万円は振り込まれず…購入株も解約できず…



注意しよう！

● 他人の代わりに購入することは絶対にやめよう！

3 だまされた人を救うフリ

「被害回復型」

未公開株の購入で一度被害を受けた人を狙い、被害を回復すると偽る手口です。



以前B社でだまされた株を買い取りましょう。その代わりにC社の株を買ってください。

ホントですか？わかりました。

ガーン

C社の株を買ったご主人だったが…B社株の買い取り代金が振り込まれず…



注意しよう！

● 別の未公開株の購入や手数料が条件になったら信用しない！

4 弱みにつけこみ、さらにだます

「発展型」

何度かだまされた人を狙い、解決すると偽ってお金をだまし取る手口です。



D社から株の購入代金を取り返すので、解決金を振り込んでください。

過去に購入した未公開株の処理に困っていた主婦…

これまでの損が取り返せるなら安いわね。

ガーン

こうして手数料を振り込んだが…約束の日なのに、お金は入らず…



注意しよう！

● お金を取り返すために解決金や手数料がかかると言われたら信用しない！

ひとつでも思い当たったら…

- 金融庁
金融サービス利用者相談室(平日 10:00~17:00)
0570-016-811 IP電話、PHSからは 03-5251-6811
FAX:03-3506-6699
- 消費者ホットライン
守ろうよ みんなを!
0570-064-370
- 警察庁
(警察総合相談電話番号)
#9110 (全国共通の短縮ダイヤル)

注目

未公開株の売買が原則無効に!

平成23年11月24日(予定)より、証券会社以外の業者が、未公開株を売った場合や他の業者と通じて未公開株の購入を勧誘した場合、未公開株の売買は原則無効となります。

生命保険 / 損害保険

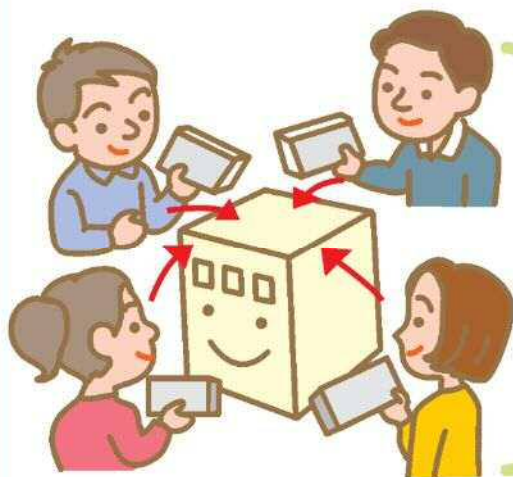
備える

守る

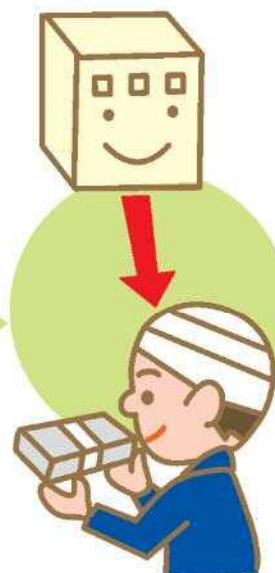
病気やケガをして入院したり手術したり、大切な物が壊れたり、火事になったり…そんなときのための経済的な備えが保険です。多くの人がお金を出し合い、実際にトラブルに遭った場合に一定の保険金等を受け取れる仕組みになっています。生死に関する保障を行う生命保険会社と、偶発の事故により物が壊れたときの損害を補償する損害保険会社があります。



保険の基本的な仕組み



たくさんの方が
お金を出し合い、
お金を出し合った人の中で
困っている人に
必要なお金が支払われる。



生命保険会社が扱う保険

■ 死亡保険

死亡または高度障害の場合に保険金を受け取れます。

■ 個人年金保険

払い込まれた保険料を元に、ある一定の年齢になると年金を受け取れる保険です。その年齢になる前に死亡した場合は、死亡給付金が支払われます。

損害保険会社が扱う保険

■ 自動車保険

自動車やバイクを持ったらず必ず加入する「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と自分の意思で加入する「任意保険」があります。

■ 火災保険 / 地震保険

火災保険は家が火事になったときなどの損害を補償するものです。地震保険は、地震や噴火、津波による被害を補償する保険です。

生保も損保も扱う保険

■ 医療保険

病気やケガによる入院や通院、手術のときに保険金を受け取れます。



● こんなとき、保険が役立つ!



保険にはさまざまな役割があります。1つの保険で複数の役割を併せ持つタイプもあるので、加入するときは自分にとって必要な保険かどうか見極めることが必要です。

■ 家族が亡くなったとき

死亡保障機能／主に生命保険
被保険者が死亡した場合、家族などが保険金を受け取れる

■ 病気やケガをしたとき

医療保障(補償)機能
病気やケガによる入院や手術などのとき、保険金・給付金を受け取れる

■ 計画的に貯蓄をしたいとき

長期貯蓄機能
子供の教育費などまとまったお金を計画的に準備できる

■ 老後に備えたいとき

老後資金準備機能
あらかじめ定められた年齢に達したとき、年金を受け取れる

■ 事故や火事などに備えたいとき

損害補償機能／主に損害保険
交通事故や火災などのとき、金銭的に補償される

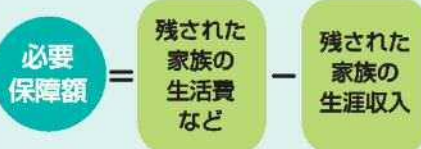


● 自分の生活にあった保障(補償)内容を選ぼう

受け取る保険金を多くすると、支払う保険料は高くなります。本当に必要な保障(補償)はどの程度なのか、自分の将来設計に合わせて考えることが大切です。

■ 必要な保障額を考えてみよう

例えば、死亡保険金の場合、残された家族にどのくらいのお金が必要になるのかを基準にして保障額を考える必要があります。



■ 保険の期間を考えてみよう



例えば、いつまで手厚い死亡保障が必要なのか、老後資金はどの程度必要なのかなど、自分や家族のライフプランに沿って、保険の期間を考えます。

■ 自分の生活や年齢によって必要な保障(補償)を考えてみよう

例えば、20代で独身のひとと40代で家族がいる人では、必要な保障は異なります。自分にとってどんな保障が必要なのか、考えてみましょう。

20代で独身の方	40代で家族がいる方	50代で家族がいる方
病気やケガの保障	万一の保障	介護の保障

▶ 知っておこう豆知識

Q5 入院して動けないとき、どうやって保険金を請求するの？

A5 **【生保】** 生命保険には「指定代理請求制度」という制度があります。これは、受取人である被保険者本人が寝たきりなどになった場合、あらかじめ指定した代理人が被保険者に代わって請求できる制度です。

【損保】 損害保険(傷害保険など)には「代理請求人制度」という制度があります。これは、被保険者が保険金受取人になる契約において、被保険者自身が保険金を請求できない事情がある場合で、被保険者の代理人がいないときに所定の方が保険金を請求できる制度です。

● 保険に加入する手順

生命保険も損害保険も多くの保険会社が取り扱っており、保険の種類もたくさんあります。保険に入るときは、自分にとって必要な保障(補償)はどんなものかをハッキリさせ、自分のライフプランやライフスタイルに沿って検討することが大切です。



<p>1 申込書を提出する</p> <p>申し込むときには、契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり、保険約款を読んで、契約内容をしっかり確かめましょう。</p>	<p>2 健康状態などについて告知を行う</p> <p>加入する保険によっては、健康状態の告知が必要です。</p>	<p>3 保険料を払い込む</p> <p>保険会社の承諾 契約成立</p>	<p>4 保険証券受領</p> <p>契約内容を再度確かめましょう。</p>
---	--	--	---

申込みの取消しができる期間は8日間！

一般的に、「クーリング・オフに関する書面を受け取った日」が「申込日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、申込みの取消しができます。



● 保険金・給付金を受け取る手順

せっかく保険に加入していても、請求しないと保険金・給付金は受け取れません。事故などで入院したとき、どのような流れで保険金・給付金を受け取るのか見てみましょう。

<p>1 「亡くなった」「入院・手術」などの事態発生！</p> <p>どんな場合に保険金が受け取れるのか、保険約款で確認しましょう。</p>	<p>2 保険会社に連絡しよう</p> <p>契約者または受取人が保険会社に連絡。保険会社から請求書類が届きます。</p>	<p>3 受取人が請求書類を保険会社に提出</p> <p>請求書類に必要事項を記入して保険会社に提出します。不明点は保険会社に質問しましょう。</p>	<p>4 保険金などを受け取る</p> <p>請求書類などに問題がなければ保険金を受け取れます。</p>
---	--	--	---

● 契約するときは、こんなことに注意!



保険の契約をするときは、下記のHPなどを参照し、
保険に関する基本事項をしっかりと理解しましょう。

気をつけよう!

金融庁HP
〈保険契約にあたっての手引〉について <http://www.fsa.go.jp/ordinary/hokenkeiyaku/index.html>

■ 契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり、 保険約款をしっかりと読む

■ 告知義務について

契約概要 保険商品の内容を理解するための書類

保険の種類によっては、契約時に健康状態などについて、告知書や生命保険会社の指定した医師などの質問に事実をありのまま告げる義務(告知義務)があります。

注意喚起情報 契約にあたって、特に注意する事項を記載した書類

※一般に生命保険会社指定の医師以外の職員(営業職員・生命保険面接士など)に健康状態、既往症などについて口頭で伝えても告知したことにはなりませんので、注意が必要です。

ご契約のしおり 保険約款にある重要な項目を抜き出し、わかりやすく説明した書類



保険約款 保険契約の内容を記した書類

これらの書類には必ず目を通して、疑問があれば保険会社に質問しましょう。

注意しよう!

■ 保険金・給付金が受け取れない場合

死亡保険金・死亡給付金が受け取れない主な場合とは

保険金・給付金が受け取れない主な場合とは

- 告知した内容が事実と相違(告知義務違反)し、契約(特約)が解除されたとき
- 保険料の払込みがなく契約が失効していたとき
- 契約した保険の責任開始期から一定期間内(2~3年)に被保険者が自殺したとき
- 契約者または死亡保険金(給付金)の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき など

- (左記「死亡保険金・死亡給付金が受け取れない場合」のほか下記に該当するとき)
- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき
 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき など

※このほか、戦争その他の変乱、地震、噴火、津波によるときには受け取れない場合があります



※このほか、戦争その他の変乱、地震、噴火、津波によるときには受け取れない場合があります



知っておこう豆知識

Q6 保険に関して相談したいときは?

A6 例えば右記の団体に相談を受け付けています。

【生保】
生命保険協会 生命保険相談所
(月曜~金曜/9:00~17:00 祝日、年末年始をのぞく)

03-3286-2648

【損保】
そんがいほけん相談室(日本損害保険協会)
(月曜~金曜/9:00~18:00 祝日、休日をのぞく)

0120-107-808 携帯からは **03-3255-1306**

※組織再編により、そんがいほけん相談室での受付は2012年3月末までとなります。

同年4月からは「そんぼADRセンター」で受け付けます。電話:0570-022-808



相談員

クレジット / ローン

後払にする

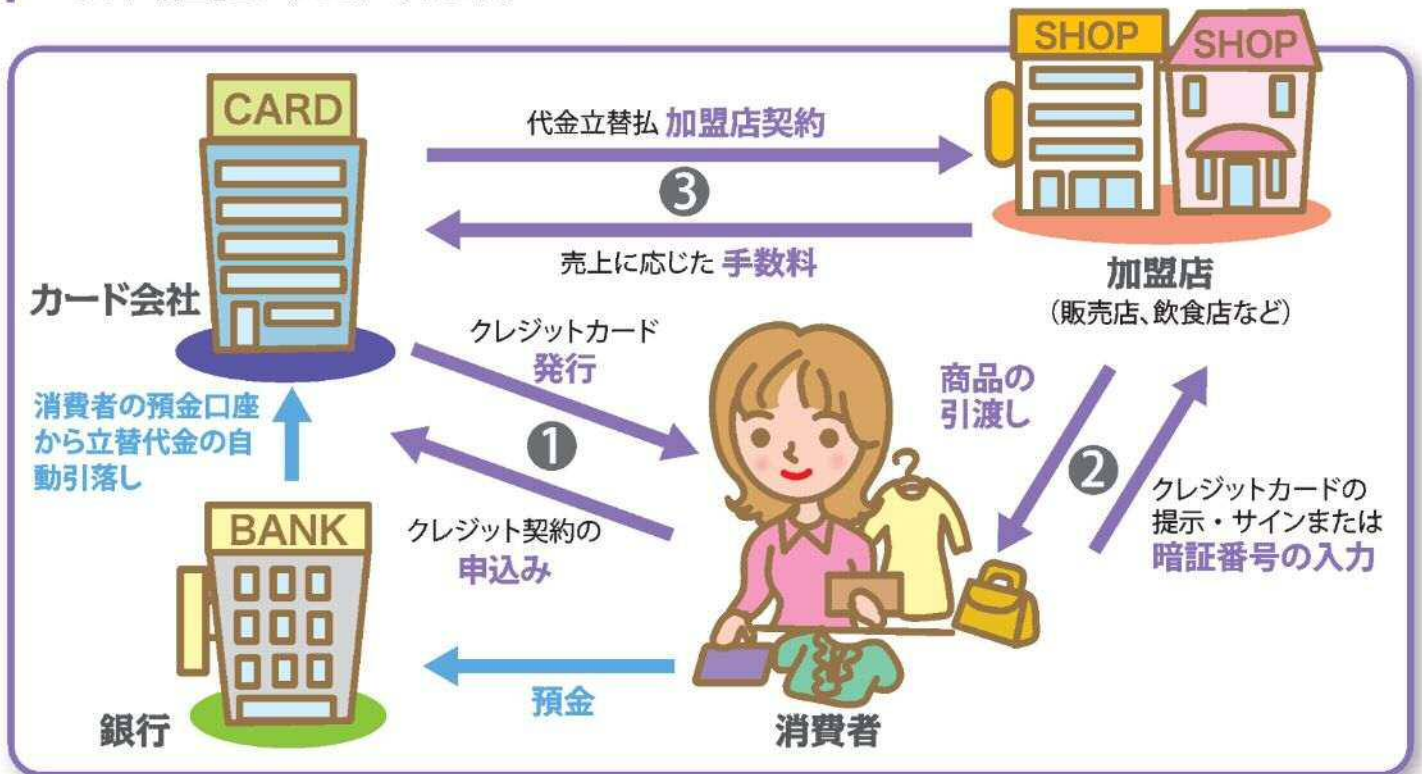
お金を借りる

クレジットカードでのショッピングは、お金の持ち合わせがないときや急な出費のときにとても便利です。しかし、カードを使うということは、「借金」をするということ。分割払やリボ払では、支払を先に延ばすことはできますが、金利や手数料は増えていくことになるので、よく考えて使いましょう。



● クレジットカードの仕組み

クレジットは、ショッピングなどの代金をクレジット会社などに立て替えてもらうもの。つまり、「借金」ということになります。



クレジットカードの
メリット・
デメリット

メリット

後払にできる。通信販売の支払がラク。現金を持ち歩く必要がなく安全。海外でも使える。分割払もできる。

デメリット

カード自体を盗まれて悪用されたり、偽造されたりする心配がある。分割払では金利がかかる。使いすぎる場合がある。

● ローンとはつまり「借金」のこと

ローンとは銀行などの金融機関がお金を貸すこと。消費者金融の貸付けもローンになります。一言でいえば「借金」だということを念頭におきましょう。

クレジットカードの さまざまな機能

クレジットカードには支払以外にも
さまざまな機能があります。



支払機能

現金がないときの支払はもちろん、海外旅行では多額の現金を持ち歩く必要がありません。



借入機能



利用枠に応じてATMなどでお金を借りることができます。

さまざまなサービス機能

■ 割引サービス

カードの提示で商品やサービスが割引価格で購入できます。

■ 予約サービス

旅行、レストラン、劇場などの予約ができます。

■ 保険サービス

カードで購入したものの破損や盗難、旅行時の傷害保険など。

知っておこう豆知識

Q7 クレジットカードを他人に貸しても大丈夫？

A7 カードは本人が使うことを前提に発行されているため、基本的に貸すことはできません。仮に貸してしまってトラブルが起きて、その責任は本人が負うこととなります。

Q8 請求書に身に覚えのない請求があるみたい？

A8 偽造カードを不正使用する「スキミング」の可能性があります。また、ネット通販では、カード番号と有効期限だけで決済できるため「なりすまし」被害も増えています。請求書の明細をチェックし、おかしい点があれば、すぐにカード会社に連絡しましょう。

Q9 必要がないものを思わず買ってしまったら？

A9 訪問販売や電話による勧誘販売などの場合、一度お金を払ってしまっても解約できることもあります。これを「クーリング・オフ制度」といい、対象となる主なものは右記のような取引です。

クーリング・オフ制度の対象となる主なもの

- 商品** 訪問販売と電話勧誘販売で購入した時計、宝石、家電製品など
- サービス** エステ、外国語会話教室、パソコン教室など
- 販売方法** キャッチセールス、アポイントメントセールス（「プレゼントに当選した」などと本来の販売目的を隠して電話やメールで呼び出し、契約させる行為）など



● クレジットやローンの返済方法

クレジットでもローンでもお金を借りているのですから、返済しなければなりません。ただし、毎月一定額を返済する住宅ローンなどと違って、さまざまな返済方法があります。



返済方法の種類

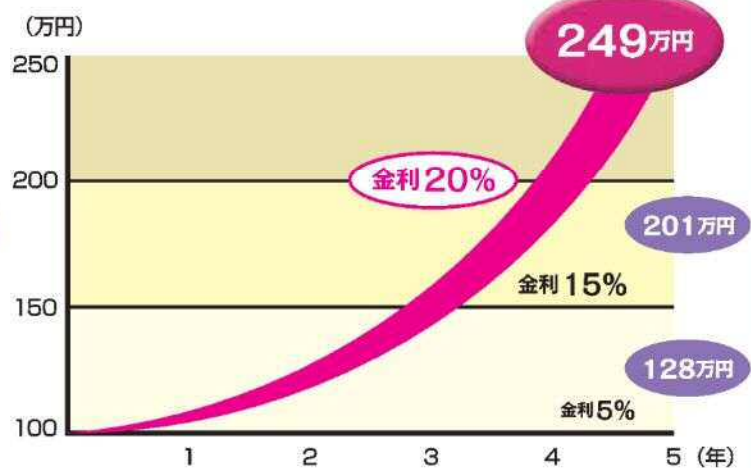
一括払	分割払	リボ払	ボーナス一括払	ボーナス併用払
	希望する回数で返す	毎月ほぼ一定額で返す	ボーナス時に1回で返す	ボーナス時に返済額を増やす分割払

注意しよう! 「リボ払」は毎月の支払額が比較的少額で済むため、当初は返済負担が実感できません。このため、安易にクレジットやローンを繰り返し、気がつけば返しきれない借金をしていたというケースがよくあります。リボ払を選択するときには、**注意が必要です**。

金利の負担が将来に与える影響

例えば年利5%で100万円借りた場合5年後の負債額は128万円ですが、年利15%で100万円借りた場合、5年後には201万円に、年利20%なら5年後には249万円になってしまうのです。

金利と返済額
100万円
借りた場合



借りるなら、しっかり守ろう！ クレジット／ローン利用の ための5カ条

1 今、利用しても大丈夫？
利用した分のお金を返すあてはありますか？返済計画は立てていますか？本当に必要ですか？

2 利用しすぎてない？
分割払やリボ払だと月々の返済額が少額で済むので、つい利用しがちです。利用総額と月々の返済額をしっかりとチェックしておきましょう。

3 いらぬカードを持ってない？
さまざまな機会にクレジットカードへの加入を勧められます。つい作ってしまいがちですが、本当にそのカードは必要ですか？

4 きちんと管理してる？
盗難や紛失により他人にカードを使用された場合、原則としてクレジット会社が被害額を負担します。しかし、本人の管理がいかげんな場合、自分の責任になることもあるので、注意が必要です。

5 借金返済のための借金？
カード1枚で借りられる気安さから、他の借金を返すためにローンを利用する人も増えています。でも、それは転落への第一歩。注意して利用することが肝要です。困ったときは、裏表紙に掲載されている相談窓口まで。

改正貸金業法が完全施行されています



多重債務問題の深刻化を背景に、平成22年6月より改正貸金業法が完全施行されました。グレーゾーン金利の廃止や過剰貸付に関する規制の強化等が行われています。

貸金業者の業務を適正に行わせるための規制

- 貸付けの際、利息を含めた返済総額を明示させる
- 日中の執拗な取立行為の禁止など、取立規制を強化
- テレビCMの内容・頻度などを規制



借りすぎ・貸しすぎを防ぐ仕組み

原則として貸金業者からの総借入額が年収の1/3以上となる貸付けは禁止されています。



上限金利の引下げ

グレーゾーン金利が撤廃され、**年利15～20%**に引き下げられました。



知っておこう豆知識

Q10 公共料金をカード払にする意味は？

A10 多くのカード会社で勤めてくる電気、ガス、水道料金などのカード払。このメリットは、なんといっても各カード会社が設定しているポイントが毎月入ることでしょう。また、毎月の支払日を一つにまとめると月々の家計が管理しやすいというメリットもあります。

多重債務に陥らないために

借金を返すために、新しい借金をする…この悪循環が多重債務を抱えてしまう最も大きな原因です。リストラや賃金カットなどによる生活のための借金、計画性のないクレジットカードの利用など、誰でも多重債務に陥る可能性があります。



気をつけよう!

多重債務、こんな事例が増えています

無計画にクレジットカードを使ったために…



返済能力を考えずにカード利用を増やしていき、カードのキャッシングも利用。

目先の返済に追われて、また借金…



すぐ貸してくれるので感覚が麻痺し、次々と高金利のローンを利用。

連帯保証人になったばかりに…



友人の借金の保証人になったが友人が失踪してしまい、自分が借金を負うはめに。

思いもよらぬ失業で…



景気の悪化で会社が倒産。ローンの返済や生活費に困って、借金をしてしまった。

多重債務に陥る原因はここ!

1 生活苦・低所得あるいは、事業資金の資金繰りのために借りてしまう。

2 クレジットカードで無計画に買物を重ねていく。

3 友人・知人に頼まれて連帯保証人になり、債務を負ってしまった。

4 借りる前に金利計算をしていなかった。

5 取立てに追われ、その場しのぎで別のローンを借りてしまう。

6 悪質な金融業者などの被害に遭った。



もし、多重債務を抱えてしまったら…

多重債務に陥らないようにするのが一番大切ですが、もし、そうなってしまっても**必ず抜け出す道**はあります。

知って
おこう!



自分ひとりで抱え込まないことが大事。信頼できる人に相談しよう。

多重債務に陥ってしまったら、まず知識のある人や信頼できる人に相談しましょう。一人で悩んでいる間にも借金は膨らんでいきます。



【相談先】

- 消費者ホットライン
- 法テラスコールセンター
- 金融庁金融サービス利用者相談室

0570-064-370
0570-078-374
03-5251-6811

自分の借金を把握しよう。

多重債務者のほとんどが、いくら借りているのか、金利はどのくらいか、毎月の返済にいくら必要かを正確に把握できていません。まずはしっかり把握することが大切です。



1 任意(私的)整理

裁判所などを利用せず、貸主と借主の間で話し合いで債務を整理する方法です。弁護士などの代理人を立てる場合があります。

相談員



2 特定調停

裁判所に仲介を申し立て、調停委員が間に入ることで返済額や返済方法を決めます。当事者の合意が必要です。調停の場には当事者が出席します。

3 個人再生手続

将来の継続的な収入から借入金を返済する計画を立てます。それに貸主側が同意し、裁判所が認めれば、残りの債務が免除になります。



4つの
解決方法が
あります

4 自己破産

裁判所に「破産手続開始の決定」を下すよう申請。裁判所は貸主と借主の財産状況を調査し、**支払不能と判断**すると「破産手続開始の決定」を行います。これにより借主は破産者となり、財産があれば、**生活に最低限必要なものをのぞいてすべて換金され、貸主に分配**されます。

知っておこう豆知識

Q11 自己破産をするとどうなる？

A11 不動産など、換金可能なものは処分されますが、生活に最低限必要な家財道具などは処分されません。また、破産宣告後に得た収入は自由に使えます。



悩まず
相談しましょう!

● ダメ!! クレジットカードのショッピング枠の現金化

「クレジットカードのショッピング枠の現金化」とは、本来、商品やサービスの代金を後払するために設定されている「ショッピング」の利用可能枠を換金する目的で利用することです。クレジットカード会社では、認めていない行為です。

~~現金化~~



気をつけよう!

現金化の具体的手口

1 業者のホームページなどを通じて、ショッピング枠の現金化を申し込み、商品を購入するカタチをとります。本人確認や商品発送のための住所や自宅・携帯電話番号、口座番号などを入力します。



2 クレジットカードの手続が終わると商品購入のキャッシュバックとして、業者から利用者に現金が振り込まれます。また、価値が不明な商品も届きます。



3 利用者は、キャッシュバックされた金額以上の代金をクレジット会社から請求されます。



4 利用者は、30万円支払って、得たのは20万円。業者は、10万円を簡単に得たことになります。



この手口では、30万円分のカード利用で手に入る現金は20万円。結局30万円分の借金が残るだけです。

他にもこんな手口が...

- 1 店頭で、「クレジットカードのショッピング枠の現金化」を誘う
- 2 お店の商品50万円分をクレジットカードで購入して、すぐ返品してくれれば、手数料2割を引いて、40万円キャッシュバックする
- 3 結局、クレジットカード会社からは50万円の請求が...



注意しよう!

- 現金化に使ったカードは利用停止になる場合もある。
- キャッシュバックが行われないケースもある。

結局、手数料10万円を取られ、50万円分の借金が残るだけです。

● ヤミ金融業者ってどんな人たち？



いわゆる「ヤミ金融業者」とは、法律に違反して国や都道府県の登録を受けずに貸金業を営む業者のことです。違法な高金利であることが多く、店舗を持たず、携帯電話だけで営業するなど業態はさまざま、悪質な取立てなどの違法行為を行う業者が数多く存在します。**気をつけよう！**

ヤミ金融業者等の種類

登録詐称業者	▶ 広告に登録番号を記載する際、架空の番号を使用するなどの手口で登録業者を装う無登録業者です。
090金融	▶ 勧誘のチラシに携帯電話番号と業者名しか載せず、正体を明かさずに違法な高金利で小口の融資を行う業者です。
ソフトヤミ金融	▶ 少額の貸付けと優しい言葉で相手に安心感を与えますが、実際には法外な金利を取るヤミ金融業者です。
システム金融	▶ <ul style="list-style-type: none"> ①「即日融資」をうたい文句に、DMやファックス等で資金繰りに困った商工業者などを勧誘。応じると、担保代わりに手形や小切手を送らせ融資。 ②差入手形や小切手の期日が近づくと、最初の業者が厳しく取立てを迫る一方で、別の業者から融資の案内が届き、借換えを勧誘。 複数の業者が結託して①と②を繰り返し、違法な高金利の借入を膨れあがらせ、やがては破産に追い込みます。
押し貸し	▶ 契約もしていないのに勝手に口座に現金を振り込み、法外な金利を請求する業者です。
紹介屋	▶ 低金利で融資するように思わせて、「うちでは貸せない所以他を紹介する」などと言って、そこで借り入れた金額の一部を紹介料としてだまし取ります。
整理屋	▶ 債務を整理するという広告を出し、多重債務者から「整理手付金」といった名目で現金などをだまし取ります。
買取屋	▶ 融資の条件としてクレジットカードで商品を次々と買わせ、それを定価以下の安い金額で買い取るか、またはさらに高金利で融資。申込者には業者への借金とクレジット会社への債務が残ります。



知っておこう豆知識

Q12 クレジットカードのショッピング枠を現金化している業者が公安委員会の許可を得ている？

A12 公安委員会は、古物営業を行うことについて許可を与えているだけで、現金化について法律上問題がないと保証しているわけではありません。

Q13 ヤミ金融業者からの取立てが厳しくて…どうしたらいいの？

A13 困ったときは、一人で悩まずに相談しましょう。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
<http://www.cre-sara.gr.jp/>
 ホームページから全国各地の加盟団体の相談窓口が検索できます。

警察総合相談電話番号
 #9110
 (全国共通の短縮ダイヤル)

日本弁護士連合会
 03-3580-9841

日本司法書士会連合会
 03-3359-4171

● 悪徳業者のさまざまな手口



悪徳金融業者は、
さまざまな手口で私たちが狙っています。
どんなときでも冷静に判断し、
だまされないように気をつけましょう。

気をつけよう!



ソフトヤミ金融の具体例

<p>これは、いいなあ～。 カンタンに借りられるぞ!</p> <p>1</p>	<p>5万円融資 するので、 1週間後に 6万円返して ください。</p> <p>わかりました。</p> <p>2</p>	<p>1週間後…</p> <p>大丈夫ですよ。 返済期間を 延長しましょう。 来週、6万円 返してください。</p> <p>実は今日は 返せるのは 1万円だけ なんです…</p> <p>3</p>	<p>良かった～。あれ?でも、 たった1週間の延長で さらに1万円増えてる?</p> <p>4</p>
---	---	--	---

注意しよう!

このケースでは、借りたお金が5万円、金利が1万円ですが、延長することで、さらに1万円の金利がついています。2週間で40%もの金利となり、完全に法律違反です。

090金融の具体例

<p>ここなら気軽に 借りられそう。</p> <p>1</p>	<p>はい!</p> <p>なるほど、 ここなら他から 借りていても、 貸してくれそう だわ。</p> <p>××金融さん ですか?</p> <p>090……</p> <p>2</p>	<p>3万円ですか? すぐにご融資 できますよ。</p> <p>貸してもらえ るのね!</p> <p>やったあ～</p> <p>3</p>	<p>後日…</p> <p>金返せ!! 職場に 取り立てに 行くぞ!</p> <p>10万円 以上払って いるのに 返済が終わ らない… どうして?</p> <p>4</p>
-------------------------------------	--	---	---

注意しよう!

電話だけで手軽に借りられるので、他の金融機関から借りられない状態の人が陥りやすいケースです。

金融機関とのトラブルを抱えている方 のための金融ADR制度

ADR (Alternative Dispute Resolution)とは、「裁判外の紛争解決」という意味で、銀行・証券・保険などの業態ごとにその枠組みがあります。裁判に比べて、短期間、低コストなので、どなたでも安心してご利用いただけます。利用料は、機関によって異なりますが、一部をのぞき無料です。また、紛争解決までの期間は2～6か月が標準的な処理期間となっています。



金融ADR 制度の特徴

- 裁判に比べて、短時間、低コストが基本となっている
- 金融分野に見識のある専門家が中立・公正な立場から和解案を提示してくれる
- 金融機関は、利用者からの紛争解決の申立てに応じる必要がある
- 金融機関は、提示された和解案を原則として受け入れる必要がある
- 相談、苦情も受け付ける

金融ADR機関一覧

取扱業務	機関名	所在地	連絡先
銀行業務 農林中央金庫業務	全国銀行協会	東京都千代田区丸の内 1-3-1	Tel.0570-017-109 または03-5252-3772
手続対象信託業務 特定兼営業務	信託協会	東京都千代田区大手町 2-6-2	Tel.0120-81-7335 または03-3241-7335
生命保険業務 外国生命保険業務	生命保険協会	東京都千代田区丸の内 3-4-1	Tel.03-3286-2648
損害保険業務 外国損害保険業務 特定損害保険業務	日本損害保険協会	東京都千代田区神田淡路町 2-9	Tel.0570-022-808 PHS、IP電話からは 03-4332-5241
損害保険業務 外国損害保険業務 特定損害保険業務 保険仲立人保険募集	保険オンブズマン	東京都港区虎ノ門 3-20-4	Tel.03-5425-7963
少額短期保険業務	日本少額短期保険協会	東京都中央区八丁堀 3-12-8	Tel.0120-82-1144
特定第一種金融商品取引業務	証券・金融商品 あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13	Tel.0120-64-5005
貸金業務	日本貸金業協会	東京都港区高輪 3-19-15	Tel.0570-051-051

金融ADR機関が設立されていない業態などを記載しておりますのでご覧ください。
<http://www.fsa.go.jp/policy/adr/index.html>

もし金融機関が倒産しても… あなたの資産は守られる



銀行や証券会社、保険会社でも、倒産する可能性はあります。
そんなとき、あなたが預けたお金や
加入している保険はどうなるのでしょうか？
金融機関の倒産に備えて、利用者を守る仕組みが決められています。

利用者保護の仕組み「セーフティーネット」

銀行の場合

預金保険制度によって利息のつかない普通預金などは全額、利息のつく普通預金や定期預金などは、1金融機関ごとに合わせて1,000万円までの元本とその利息が保護されます。

証券会社の場合

利用者が預けてある株券や売買代金は、証券会社が管理している限り、すべて返還されます。万一、返還できない場合、投資者保護基金により、1,000万円まで補償されます。

保険会社の場合

加入している保険は、他の保険会社に移転されることで継続されます。また、保険金は保険契約者保護機構からの資金援助により一部補償される場合もあります。

チェックポイント



利用者保護の仕組みには細かい定めがあるので、
詳細については運営機関のホームページをご覧ください。

もし銀行が破綻したら

銀行が倒産した場合、預けたお金はどうなるのでしょうか。
日本では、預金者保護のために一定のルールに基づいて預金が保護されます。

預金等の保護の範囲

	預金等の分類		保護の範囲
預金保険制度の対象預金等	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護
	一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定額積金・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含みます)・金融債(保護預り専用商品に限ります)等	金融機関ごとに合算され預金者一人当たり、元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。それを超える部分は破綻した金融機関の残余財産の状況に応じて支払われます。(一部支払われない可能性があります。)
預金保険制度の対象外預金等	外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、架空名義の預金、他人名義の預金(借名預金)、金融債(募集債及び保護預り契約が終了したもの)等		保護対象外

利用者のためのルール

金融商品販売法について

金融商品販売法とは、預貯金、保険、有価証券などの幅広い金融商品の販売に関する損害賠償をしやすくするための法律です。金融商品の販売に際し、業者が必要な説明を行わなかった場合に、説明がなかったことを顧客が証明できれば、金融商品の購入により顧客に生じたマイナス額についての損害賠償責任が業者に生じます。



インターネット取引は慎重に



携帯電話やパソコンで簡単に預貯金の残高をチェックしたり、お金を振り込んだり、株式などを売買したり…とインターネット取引は、場所や時間を選ばないため、どんどん利用者が増えており、トラブルも増えているのが事実です。
取引をするときは、十分注意しましょう。

チェックポイント

- ✓ 業者が定めている「約款」「利用規定」「取引規約」などでサービスの内容、免責事項を確認する

どんな取引でも重要なことですが、インターネット取引では、おろそかになりがちです。しっかり確認しましょう。

チェックポイント

- ✓ 緊急時の連絡先を確認する

ネット経由での取引は、通信回線の障害などで接続が遅れ気味になったり、中断されてしまったりすることがあります。そんなときのために、電話番号などネット以外の連絡手段を確認しておきましょう。



注意しよう!

操作ミスや入力ミスに注意しよう

株式や投資信託での取引では、操作ミスや入力ミスで、希望と違う銘柄を注文してしまうことがあるので注意しましょう。



注意しよう!

フィッシング詐欺に注意しよう

取引金融機関からのメールを装い、メールの受信者に偽のホームページにアクセスするように仕向け、クレジットカード番号、ID番号、パスワードを入力させるなどの手口で、個人の金融情報を不正に入手し、その情報を元に、金銭をだまし取るといった犯罪が発生しています。不審に思ったら、メールに添付されているリンクを使わずに、その金融機関のホームページに直接アクセスしたり、窓口にお問い合わせしてみましょう。



金融庁 HP〈電子金融取引関連—インターネットを通じた金融取引を行われる皆様へ—〉について

注意点や免許・登録を受けた業者一覧などを記載しておりますのでご覧ください

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/densi/index.html>

官公庁

- **金融庁**
金融サービス利用者相談室
受付時間 (平日 10:00 ~ 17:00)
TEL 0570-016-811
03-5251-6811 (IP電話、PHS からの場合)
HPアドレス <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>
- **消費者庁**
TEL 03-3507-8800
HPアドレス <http://www.caa.go.jp>
- **警察総合相談電話番号**
TEL #9110
(全国共通の短縮ダイヤル)
HPアドレス <http://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm>

公的機関

- **日本銀行**
TEL 03-3279-1111
HPアドレス <http://www.boj.or.jp>
- **金融広報中央委員会(知るぽると)**
TEL 03-3279-1111
HPアドレス <http://www.shiruporuto.jp>
- **預金保険機構**
TEL 03-3212-6029
HPアドレス <http://www.dic.go.jp>
- **日本投資者保護基金**
TEL 03-3667-9670
HPアドレス <http://jipf.or.jp>
- **生命保険契約者保護機構**
TEL 03-3286-2820
HPアドレス <http://www.seihohogo.jp>
- **損害保険契約者保護機構**
TEL 03-3255-1635
HPアドレス <http://www.sonpohogo.or.jp>

金融団体

- **全国銀行協会**
TEL 03-3216-3761
HPアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp>
- **日本証券業協会**
TEL 03-3667-8020
HPアドレス <http://www.jsda.or.jp>
- **投資信託協会**
TEL 03-5614-8440
HPアドレス <http://www.toushin.or.jp>
- **生命保険協会**
TEL 03-3286-2648
HPアドレス <http://www.seiho.or.jp>
- **日本損害保険協会**
TEL 0120-107-808
HPアドレス <http://www.sonpo.or.jp>
- **日本貸金業協会**
TEL 03-5739-3861
HPアドレス <http://www.pjma.biz>

消費者関係団体・ 借金で困ったときの相談先

- **国民生活センター**
TEL 0570-064-370 (消費者ホットライン)
HPアドレス <http://www.kokusen.go.jp>
- **日本消費者協会**
TEL 03-5282-5319
HPアドレス <http://www1.sphere.ne.jp/jca-home>
- **各都道府県の弁護士会又は日本弁護士連合会**
TEL 03-3580-9841 (日弁連代表)
HPアドレス <http://www.nichibenren.or.jp>
- **日本司法書士会連合会**
TEL 03-3359-4171
HPアドレス <http://www.shiho-shoshi.or.jp>
- **日本クレジットカウンセリング協会**
TEL 03-3226-0121
HPアドレス <http://www.jcca-f.or.jp>